# 議会事務局における通話記録開示請求に係る詳細申告書
# （兼　確認書類等添付様式）

「保有個人情報開示請求書」により外部電話通話録音装置に保存された通話記録の開示を請求するに当たり、以下のとおり詳細事項を申告するとともに、必要な確認書類を添付して提出します。

## １．対象通話を特定するための詳細申告

| | |
|---|---|
| ⑴　通話の日時・発信元 | 通話日時：令和　　年　　月　　日（　）　時　　分頃<br>発信元電話番号： |
| ⑵　通話した本人の氏名 | |
| ⑶　通話先の部署等 | 部署名（課・班名）：<br>対応した職員の氏名（不明な場合は性別等の特徴を記載） |
| ⑷　通話の具体的な内容・相談内容名 | |

## ２．発信元電話番号の客観的証明（添付書類）

発信元電話番号が請求者本人のものである（または正当な利用権限を有する）ことを確認するため、通信端末の種類を問わず、以下の①～③のすべての資料（写し）を添付してください（添付した書類の□に✓を入れてください）。

□　① 通信に使用した電話番号が確認できる資料の写し

□　② 上記①の電話番号が請求者本人の名義と同じであることが確認できる資料の写し

□　③ 上記①の電話番号からの発着信履歴が確認できる資料の写し

【①および②の具体例】

通信事業者が発行する契約内容確認書、請求書、領収書等（氏名と電話番号の両方が記載されているもの）、スマートフォンの会員Webサイト等の契約情報画面を印刷したもの

【③の具体例】

通信事業者が発行する通話明細書、発信時に使用した端末の通話履歴画面を印刷したもの

## ３．開示における留意事項

□　通話記録内での名乗りの確認

通話記録内に、請求者自らが自身の氏名（姓のみの確認をもって足りる）を明確に発言していることが開示の条件となります。

□　不開示基準の確認

非通知や公衆電話からの着信については、発信履歴の客観的証明ができないため、本人確認不可として開示を行わないこととなります。

□　通話記録の保存期間

通話記録の保存期間は、録音した日の翌営業日までとなっております。